

成事第※号
令和8年※月※日

○○○○○ 殿

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）優良児童劇等公演事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「令和8年度（令和7年度からの繰越分）優良児童劇等公演事業実施要綱」を定め、令和8年4月1日から適用することとしたので通知する。

別 紙

令和8年度（令和7年度からの繰越分）優良児童劇等公演事業実施要綱

1 事業の目的

「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、具体的に取り組む施策等を取りまとめた「こどもまんなか実行計画2025」（令和7年6月6日こども政策推進会議決定）において、こどもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、こどもの健全な育成に関する知識を広めることなどに積極的な効果を持つ児童福祉文化財（※1）を推進していくことが掲げられており、これに基づき具体的な施策に取り組んでいくことが求められている。

それを実現する手段の一つとして、こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品や推薦作品（※2）となった「舞台芸術」部門の作品をはじめとする文化財に触れる機会が少ない地方のこどもやその家族を対象として公演することにより、こどもの情操等を向上せしめその生活内容を豊かにする取組みをモデル事業として実施する。

※1 児童福祉法第8条第9号の規定に基づき、こども家庭審議会において、児童の福祉の向上を図るため、絵本や児童図書等の「出版物」、演劇やミュージカル等の「舞台芸術」、映画等の「映像・メディア等」の優れた作品を「児童福祉文化財」として推薦している。

※2 児童福祉文化財のうち特に優れた作品。

2 事業の実施主体

実施主体は、こども家庭庁から決定を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

3 事業の内容

こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち、特別推薦作品や推薦作品となった「舞台芸術」部門の作品（以下、「児童劇」という。）の公演を行う劇団等と調整を行い、こどもやその家族を対象とした公演を実施する。

また、観劇後にワークショップを開催し、こどもたちの考えたことや感じたことを意見交換し、こどもたちの声として結果をまとめるとともに、アンケート等による効果検証を実施する。

4 実施要件

- (1) 3の事業を実施すること。
- (2) 児童劇の公演及びワークショップの開催に関しては、全国規模で年間16回以上行われる事業であること。(全国開催の例：8ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）で各2都市)
- (3) 児童劇及びワークショップを開催する都市は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村の中から選定すること。
- (4) 公演する児童劇の演目については、こども家庭審議会で推薦された児童福祉文化財のうち特別推薦作品又は推薦作品の中から選定すること。
- (5) 児童劇の公演及びワークショップの開催に関しては、こどもとその家族が参加しやすい土日祝日、学校の長期休暇（夏休み・冬休み等）等において実施されること。
- (6) 令和8年度内で終了すること。
- (7) 事業に対する熱意や深い理解、創意工夫をもって行われ、こどもの道徳、情操等の向上に資する効果的な事業であること。
- (8) 営利を目的としない事業であること。
- (9) 他に国又は地方公共団体その他の団体等から補助や寄付等を受けている団体にあっては、既に受けている補助や寄付等による対象経費と本事業の費用補助による対象経費を区分経理して実施すること。

5 留意事項

- (1) 事業により期待される成果が明確で、適切な事業計画を策定すること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積りとすること。
- (3) 経費については、社会通念上相応の単価を用いることとし、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これにより難い相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を所要額内訳書に添付すること。

6 実施団体における責務等

- (1) 実施団体は、事業が完了した場合には、実施団体自らが事業の概要及び事業結果の概要を作成し、当該実施団体のホームページへの掲載等の方法により速やかに公表しなければならないこと。
- (2) 本事業に従事する者又は従事していた者は、個人情報の管理を徹底すると共に、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

7 事業の実施方法

本事業の実施について、実施団体は、策定した事業計画に基づいて行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、事前にこども家庭庁と協議の上、別途定めるものとする。